

# 公 示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について

… 2

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

… 5

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月22日

関東運輸局長 藤田 礼子

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：25A15
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和7年12月23日
  - ② 申請者：群馬中央バス株式会社
  - ③ 適用路線：群馬県内的一般路線バス全路線
  - ④ 平均改定率：36.31%
  - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：現金 150円、IC 143円）
  - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請※	現行	申請※
	現金	IC	現金・IC		
前橋駅～高崎駅	400	397	820	16,800	39,360
前橋駅～日高病院	370	367	530	15,540	25,440
高崎駅～県立女子大学	520	519	860	21,840	41,280
伊勢崎駅～スマート	210	204	370	8,820	17,760

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月22日

関東運輸局長 藤田 礼子

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：25A16
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和7年12月24日
  - ② 申請者：西武バス 株式会社
  - ③ 適用路線：都内（特別区及び武藏野市内の中一部地域を除く）及び埼玉県内の対キロ区間全路線
  - ④ 平均改定率：17.44%
  - ⑤ 初乗り運賃：240円（現行：現金180円、IC178円）
  - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
国分寺駅北入口～小平駅南口	240	231	260	10,200	11,700
大泉学園北口～朝霞駅南口	270	263	300	10,200	13,500
ひばりヶ丘駅北口～朝霞台駅	290	284	380	10,200	17,100
清瀬駅南口～久米川駅北口	250	242	260	10,200	11,700
小手指駅南口～椿峰ニュータウン	190	189	240	8,550	10,800

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月22日

関東運輸局長 藤田 礼子

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：25A17
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和7年12月26日
  - ② 申請者：大和観光自動車 株式会社
  - ③ 適用路線：埼玉県内の対キロ区間全路線
  - ④ 平均改定率：24.9%
  - ⑤ 初乗り運賃：200円（現行：150円）
  - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	I C	現金・I C		
久喜駅西口～東京理科大学	170	170	200	7,650	9,000
久喜駅西口～清久工業団地	260	260	330	11,700	14,850
久喜駅西口～管理センター (清久工業団地経由)	280	280	440	12,600	19,800
久喜駅西口～管理センター (久喜菖蒲工業団地循環)	250	250	300	11,250	13,500

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

## 公示

### ◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 事案の件名及びその番号

3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年1月22日 関東運輸局長 藤田 札子

### ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号 要請・申請者 事案の概要 (1. 要請・申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 要請・申請概要)

25B36号 山梨地区(旧山梨県A地区) 法人タクシー事業者 34者

1. 令和7年11月28日～令和8年2月27日

2. 山梨地区(旧山梨県A地区)

3. 運賃改定要請(申請)の概要

別紙のとおり

1. 要請(申請)期間 令和7年11月28日～令和8年2月27日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請(申請)状況

要請(申請)事業者数		要請(申請)事業者の車両数				地区全体の車両数(B)
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)	
法人	34 者	46 両	2 両	511 両	559 両	591 両

要請(申請)車両数割合 (A ÷ B) × 100
94.59 %

3. 要請(申請)における所要增收率 10.3%～16.8%

4. 要請(申請)運賃概要

車種区分	距離制運賃						時間制運賃				
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	
普通車	1	0.97 ～0.98 km	600 円	225 ～230 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,190 ～4,660 円	30 分	4,190 ～4,660 円
	2	1.0 km	600 円	220 ～230 m	100 円	80 ～85 秒	100 円	30 分	4,180 ～4,760 円	30 分	4,180 ～4,760 円
	3	1.01 ～1.07 km	600 円	223 ～230 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,150 ～4,640 円	30 分	4,150 ～4,640 円
	4	1.1 km	600 円	220 ～230 m	100 円	80 ～85 秒	100 円	30 分	4,050 ～4,670 円	30 分	4,050 ～4,670 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.2 km	600 円	255 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	4,080 円	30 分	4,080 円

5. 現行運賃改定

令和6年3月8日公示(令和6年4月8日実施)

## 公 示

### ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年1月22日 関東運輸局長 藤田 礼子

### ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B37号 株式会社 アルビス

1. 令和7年12月22日
2. 埼玉北部地区(旧埼玉県B地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を15分に短縮する。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (ア) 特定大型車 | D運賃 |
| (イ) 大型車   | D運賃 |
| (ウ) 普通車   | D運賃 |